令和8年（2026年）6月から負担割合が変更されました

「長期収載品の選定療養費」に関するお知らせ

患者さまのご希望により、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、**先発医薬品（長期収載品）**を指定された場合、薬価の差額の一部を**「選定療養費」**としてご負担いただく制度です。

制度の仕組み（窓口でのお支払い）

ジェネリック医薬品を選択すれば本来下がるはずの薬価差額のうち、**「2分の1」に相当する金額**が、通常の窓口負担（1〜3割）とは別に追加負担となります。

通常の窓口負担
（保険適用の1〜3割分）

＋

選定療養費
（先発品と後発品の差額の1/2）
※別途消費税がかかります

追加負担（選定療養費）が発生しない場合

以下の場合は、これまで通り通常の窓口負担のみとなります

- **医師が医療上の必要性があると判断し**、先発医薬品を処方した場合
- **薬剤師が説明困難や服薬管理上の必要性があると判断し**、先発医薬品を調剤した場合
- ジェネリック医薬品の在庫がなく、薬局において提供が困難な場合
- 公費負担医療制度（こども医療費、難病指定など）をご利用の場合（※一部例外あり）